

新見市教育委員会 7月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 平成30年7月13日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	小 野 貴美江
委 員	松 井 健 一

4 欠席委員の職・氏名

委 員	住 本 克 彦
委 員	溝 尾 妙 子

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	安 藤 暢 重
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	田 邊 純 孝
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後 3 時 3 0 分 着 席

(平成30年7月13日(金) 午後3時30分から午後5時15分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会6月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案1件、協議・報告5件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第23号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第23号 指定学校変更の申請の承認について

上田課長 議第23号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回、2件の申請が出ています。1件目は、家庭の事情により転居したものの、学校が終わった後、保護者の職場へ下校させているため、引き続き現学校への通学を希望するものです。2件目は、家庭の事情により転居したものの、学校が変わることにより精神的に不安定になる可能性が高いこと、友人関係、環境等の変化に不安があるため、引き続き現学校への通学を希望するものです。

城井田教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第23号は承認とします。
次に「議第24号」の説明をお願いします。

議第24号 要保護準要保護児童・生徒就学援助者の申請認定について

上田課長 議第24号 要保護準要保護児童・生徒就学援助者の申請認定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今年度、申請のあ

った世帯数は153世帯、児童生徒数は251名です。小学生が153名、中学生が98名です。資料の参考2に記載しておりますが、新見市就学援助規則第6条に、準要保護の認定は、その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下とされているところです。この基準により申請を振り分けますと、1.0倍以下の世帯が117世帯、1.0倍を超え1.5倍以下の世帯が31世帯、1.5倍を超える世帯が5世帯となっており、この5世帯が保護基準倍率の1.5を上回っている状況ですので、ご審議をお願いします。

城井田教育長

申請理由で一番多いのが、「児童扶養手当の受給」なのですが、その理由でも1.5を上回る方がいらっしゃるのですね。

上田課長

所得制限の基準が異なるため、児童扶養手当を受給されていても認定基準を超える方はいらっしゃいます。明確な基準がありますので、その基準に沿って判断しています。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、基準を上回るこの5世帯以外について認定することとし、議第24号は承認とします。

次に「議第25号」の説明をお願いします。

議第25号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上田課長

議第25号 新見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これは、いわゆる放課後児童クラブに係る条例の一部改正です。改正の趣旨は、国の放課後児童健全育成事業に係る規則改正に伴うものです。国の基準は、放課後児童支援員の基礎資格要件の拡大等を図る目的で今年度4月1日から施行されている状況です。従うべき基準が改正されたことにより、市の条例を一部改正するもので、実務経験が豊富で優秀な人材であれば基礎資格を与えて支援員として登用することができるようになりました。また、基礎資格規定の明確化ということで、現行の教員免許制度では免許更新制が導入されていますが、支援員の基礎資格としては教員免許の取得そのものが要件となりました。教員免許の更新の有無は問わないということです。また、学校教育法が一部改正され、専門職大学の前期課程を修了した者は短大卒業者と同等の教育水準を達成したものとされ学位が授与されることとなり、基礎資格に新たに加えられました。この3点を改正するものです。

小野職務代理者	前期課程ということですが、後期は修了してなくて良いのですか。
上田課長	国は、前期課程の修了で短大卒と同等の教育水準を達成したとみるようです。
城井田教育長	上位法の改正に伴う条例改正です。委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第25号は承認とします。 次に「議第26号」の説明をお願いします。

議第26号 新見市特別支援教育支援委員会委員の承認について

上田課長	議第26号 新見市特別支援教育支援委員会委員の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。就学指導にあたる特別支援教育支援委員会を設置していますが、当該委員会規則第3条に委員の選定基準が定められており、一覧表の方々に委員になっていただき支援委員会を運営していきたいと考えています。以上です。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第26号は承認とします。 次に「協第7号」の説明をお願いします。

協第7号 第15回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ポスターデザイン原画の募集について

田邊課長	協第7号 第15回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ポスターデザイン原画の募集について説明させていただきます。例年この時期に中学生を対象にポスターデザイン原画を募集しています。詳細は、資料の募集要項をご覧ください。
城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、協第7号は承認とします。 次に「報第18号」の報告をお願いします。

報第18号 教育委員会所管施設ブロック塀の調査・点検について

高瀬課長

報第18号 教育委員会所管施設ブロック塀の調査・点検について報告させていただきます。学校施設におけるブロック塀等の調査ですが、6月18日(月)に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊死亡事故を受け、小中学校敷地内のブロック塀の調査を行いました。地震発生日の午後、各小中学校に対し地震発生に伴う倒壊の恐れのあるブロック塀等の有無について調査するよう指示しました。さらに、教育総務課職員が手分けして全小中学校を巡回し報告のあった施設などを目視で調査しました。今回の調査では、ブロック塀が小学校に7校ありましたが亀裂や傾きなどの問題はありませんでした。今後さらに詳細な調査を行い、改修等が必要な施設については早急に対応したいと考えています。資料の一覧表をご覧ください。

(資料の内容について説明。続いて生涯学習課長、学校教育課長の順に報告を行う。)

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

小野職務代理者

先ほど神代小学校の説明の時に改修といわれましたが、どのような改修を行うのですか。

高瀬課長

基本的には撤去を考えていますが、道の方が高いので道からの雨水等の流入を防ぐだけの高さを残すことを考えています。

城井田教育長

民家所有のブロック以外が改修対象ということですか。

高瀬課長

早急な対応が必要なカ所について、9月補正予算要求し今年度中には改修したいと考えています。

城井田教育長

プール内にあるブロック塀については、状況をみて対応するのですか。

高瀬課長

塩城小学校と上市小学校はプール内の通路に面しているので、できれば改修したいと考えています。

城井田教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第19号」の報告をお願いします。

報第19号 学事訪問の実施報告について

上田課長

報第19号 学事訪問の実施報告について報告させていただきます。
前会教育委員会以降の学事訪問ですが、7月6日（金）に神代小学校を
予定していましたが、警報発令により休校になりましたので、授業参観
等ができないため事務局員による諸帳簿点検のみ行いました。未記入、
誤記が数カ所あり正しく記入するよう指導し、校長先生と最近の教育活
動について、教職員の状況について懇談しています。神代小学校は学事
訪問の指定校でしたので、2学期以降の学校訪問計画に入れたいと考
えています。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

（無しの声）

城井田教育長

無いようですので、次に「報第20号」の報告をお願いします。

報第20号 新見文化交流館自主企画事業夏季映画上映会「君の臍臓をたべたい」の開催
について

田邊課長

報第20号 新見文化交流館自主企画事業夏季映画上映会「君の臍臓
をたべたい」の開催について報告させていただきます。中高生向けの作
品として、この映画を上映したいと思えます。市内の中学生にアンケ
ートした結果、この映画を見たいという意見が圧倒的に多くありました。
詳細はチラシのとおりです。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

（無しの声）

城井田教育長

以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長

7月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

（閉会時刻）

（午後5時15分）